

スシロー「労働時間5分未満切り捨て未払い」中央労基署が是正勧告へ 郵便局 制服着替えは「労働時間」賃金支払い判決！ 24春闘へ活かしていこう！

昨年末、郵便局で従業員44人が「制服に着替える時間は労働時間」として訴えていた訴訟の判決が神戸地裁で「**着替えに要する時間は労働時間に該当する**」と認め計約320万円の支払いを命じました。日本郵政は控訴を予定しています。

今年1月、スシローで働くアルバイトの男性が「5分未満の労働時間を切り捨て賃金を支払っていないとして」労基署に申告していた問題に対して、中央労基署はスシローへ「**是正勧告**」を出しました。スシローは対応について真摯に検討するとしています。

労働基準法「第二十四条」では、労働時間は1分単位で計算することが**原則**と解釈されています。

以上2件の案件は、私たちとしても重要な問題であります。この間も交渉事案として交渉してきましたが、24春闘「制度・政策要求」として更に訴えていきます。

